

農林水産省法令適用事前確認手続（回答書）

令和 6 年 4 月 9 日

殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

令和 6 年 3 月 27 日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令の

対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記

1 照会対象の獣医師法第 17 条の診療の業務に該当するか否かについて

「診療」とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある一切の行為を指す。

御照会のサービスは、利用者から提供されたペットの症状や既往歴に基づき、要指示医薬品ではない医薬品の取扱説明書等の情報から医薬品の販売是非判定を行うとしている。

システムのデータベースには「症状ごとに対応する、要指示医薬品ではない医薬品の取扱説明書等の各種情報」が登録されており、医薬品の効能効果等に関する情報を含むものと解される。利用者から提供されたペットの症状から、病気の治療を目的として医薬品の販売是非判定を行うことは、ペットの症状に対して、医薬品の

効能効果等の情報に対応する医薬品の内容情報を提供すると解される。

したがって、犬猫の症状から治療薬を判断する販売是非判定とは、当該ペットの症状に対する診察、診断を行っていると考えられることから、診療に該当すると解される。

2 結論

以上より、お尋ねの「サービスサイト上でペットに関する情報を利用者から収集し、収集した情報に基づいて、要指示医薬品ではない医薬品を含むケアキットの販売是非判定を、システムが行う」については、ペットの症状に対して判断を行うことが診療に該当する可能性がある。このため、その行為は照会対象法令の対象となる。

以上